

不適合管理委員会報告情報  
平成18年6月13日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合)</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                     |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

平成18年6月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

| No. | 号機等 | 不適合件名  | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 1   | 2号機 | プロセス計算機の点検時、アラームタイパ及びプラントデータ(NSS)タイパに印字ヘッドの劣化が認められたため、印字ヘッドを交換                               |    |
| 2   | 2号機 | 過渡現象記録装置計算機の点検時、プリンタ装置の給紙ローラと分離バットに劣化が認められたため、給紙ローラ及び分離バットを交換                                |    |
| 3   | 2号機 | 過渡現象記録装置計算機の点検時、制御盤のCRT画面に映像不良が認められたため、当該CRTを修理  |    |
| 4   | 2号機 | 取水設備スクリーン(G水路)の海水面レベル指示発信器において、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該発信器を点検・校正                            |    |
| 5   | 3号機 | 制御棒駆動機構(42-15)温度検出器(TE-3-250)の点検時、絶縁抵抗測定値に基準値外れが認められたため、調査及び修理                               |    |
| 6   | 3号機 | 非常用ディーゼル発電機(3A)補機冷却海水系の水張り時、清水冷却器(6A)のドレン弁(V-46-40-31A)よりシートリーク及びドレン配管に腐食が認められたため、当該弁及び配管を修理 |    |
| 7   | 3号機 | タービン建屋の管理区域内において、作業員がガムを口に含んでいたことが確認されたため、関係者へ周知及び対応検討                                       |    |
| 8   | 4号機 | 廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)における循環運転時、循環配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃                                       |    |
| 9   | 5号機 | タービン補機冷却水系熱交換器(B)の海水側出入口ベント弁(V-37-11A-B1・B2)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理                    |    |

その他:

| No. | 号機等 | 不適合件名   | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 10  | 5号機 | タービン建屋1階廊下上部の消火系配管において、ピンホールによる微少リークが認められたため、当該配管を点検・修理 |    |
| 11  | 6号機 | プラントデータ(BOP)タイプにおいて、紙送りガイドの取付部に破損が認められたため、取付部を点検・修理     |    |

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで